

京都府公安委員会告示 第 144 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のと
おり告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

京都府公安委員会

委員長 池坊 由紀

- 1 聴聞の期日 令和 8 年 9 月 29 日
- 2 聴聞の場所 京都市伏見区羽束師古川町647
京都府警察自動車運転免許試験場内
京都府自動車安全運転学校